



労働者災害補償責任保険 の約款

普通保険約款、特約条項



E/ハ1

事故が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

- (1) 保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます。
- ① 保険金の請求書
 - ② 災害状況報告書
 - ③ 被用者の死亡にともなう保険金請求の場合は、死亡診断書または死体検案書
 - ④ 被用者の後遺障害にともなう保険金請求の場合は、障害の程度を証明する医師の診断書
 - ⑤ 被用者の休業にともなう保険金請求の場合は、被保険者の休業証明書（賃金不払を証するもの）
 - ⑥ 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- (2) 保険金請求権には、時効（3年）がありますので、ご注意ください。

〈目 次〉

1. ご契約後、次のことにご注意ください	2
2. 約款の構成	2
3. 労働者災害補償責任保険普通保険約款	3
4. 特約条項	8
●保険料に関する規定の変更特約条項	8
●国外労働者災害補償特約条項	14
●職業性疾病不担保特約条項	14
●石綿損害等不担保特約条項	14
●原子力危険不担保特約条項	15
●下請負人担保特約条項	15
●共同保険に関する特約条項	15

1. ご契約後、次のことにご注意ください

(1) 保険証券は大切に保存してください。

保険証券は、お客様のご契約内容を記載したものです。保険金のご請求時の立証書類であり、保険証券を紛失等された場合は保険金をお支払いできないことがありますので、内容をご確認のうえ大切に保存してください。

(2) ご契約後に保険証券・明細書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

(3) ご契約者と被保険者が異なる場合は、ご契約の内容を被保険者の方にご説明いただきますようお願い申し上げます。

なお、約款集が必要な場合は、ご遠慮なく代理店または弊社までお申し付けください。

2. 約款の構成

ご契約いただいた保険には、次の表に掲げる約款および特約条項（「契約ごとに任意に適用される特約条項（主な特約条項）」については、保険証券に記載されたもの）が適用されますので、該当する部分をご確認ください。

適用される約款	必ず適用される特約条項	契約ごとに任意に適用される特約条項 （主な特約条項）
労働者災害補償責任保険 普通保険約款	<ul style="list-style-type: none">• 保険料に関する規定の変更特約条項• 国外労働者災害補償特約条項• 職業性疾病不担保特約条項• 石綿損害等不担保特約条項• 原子力危険不担保特約条項	<ul style="list-style-type: none">• 下請負人担保特約条項• 共同保険に関する特約条項 等

3. 労働者災害補償責任保険普通保険約款

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、次の①および②の損害に対して保険金を支払います。

① 被保険者が労働基準法第75条から第81条までの規定に基づく災害補償責任（以下「災害補償責任」といいます。）によって負担すべき金額

② 災害補償責任について被保険者が当社の承認を得て支出した訴訟費用

第2条（保険責任の始期および終期）

(1) 当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた災害補償責任の原因である事実（以下「災害」といいます。）による災害補償責任については、保険金を支払いません。

第3条（保険金を支払わない場合－1）

当社は、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人の場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）の故意または故意もしくは重大な過失による法令違反によって発生した災害に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合－2）

(1) 当社は、次に該当する金額については、保険金を支払いません。

① 労働基準法第75条によって被保険者が負担すべき療養補償費用のうち100円以下の部分

② 労働基準法第76条によって被保険者が負担すべき休業補償費用のうち7日以内の休業に対する部分

(2) 当社は、被保険者の下請負人が使用する労働者に対する災害補償責任については、保険金を支払いません。

第5条（調査）

(1) 当社は、保険期間中いつでも被保険者の事業場、災害防止のための安全衛生に関する施設および賃金台帳を調査することができます。

(2) 当社が(1)の調査を行う場合、被保険者は、当社の要求する報告および協力をしなければなりません。

第6条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。「他の保険契約等」とは、第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

(2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)の事実がなくなった場合

② 当社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

③ 保険契約者または被保険者が災害の発生前に告知事項につき書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(4) (2)の規定による解除が災害の発生後になされた場合であっても、第16条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した災害には適用しません。

第7条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの

条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。)が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、当会社に申し出る必要はありません。

(2) (1) の事実がある場合 ((4) ただし書の規定に該当する場合を除きます。) は、当会社は、その事実について変更依頼書を受領したかどうかにかかわらず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、当会社が (2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または (1) の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) 保険契約者または被保険者が (1) に規定する手続きを怠った場合は、当会社は、(1) の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が変更依頼書を受領するまでの間に生じた災害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1) の事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くなかったときを除きます。

(5) (4) の規定は、(1) の事実に基づかず発生した災害には適用しません。

第8条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第9条 (災害の発生)

(1) 災害が発生したことを保険契約者または被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、次のすべての事項を履行しなければなりません。

- ① 災害発生の日時、場所および状況、ならびにその災害に基づく災害補償責任の内容を遅滞なく当会社に書面により通知すること。
- ② 他の保険契約等の有無および内容 (既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。) を遅滞なく当会社に書面により通知すること。
- ③ 災害補償責任について労働者から支払の請求があったとき、またはその請求について関係官庁もしくは裁判所から呼出状、訴訟書類その他の書類の送達もしくは口頭による重要な通知を受けたときは、直ちにその旨を当会社に通知し、それらの書類を当会社に提示すること。
- ④ 災害補償責任について承認または支払をしようとするときは、直ちにその旨を当会社に通知すること。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく (1) に規定する義務に違反した場合は、当会社は、損害の額から次の①または②の額を差し引いて保険金を支払います。

- ① (1) ①、②または③に規定する義務に違反したときは、それによって当会社が被った損害の額
- ② (1) ④に規定する義務に違反したときは、被保険者に災害補償責任がないと認められる額

第10条 (危険の防止)

(1) 被保険者は、自己の費用で次のすべての事項を履行しなければなりません。

- ① 災害補償責任の防止軽減に努めること。
- ② 労働基準法の定めるところに従って、賃金台帳に被保険者の使用するすべての労働者の氏名および第17条 (保険料の精算) (2) に定める賃金の額を正確に記入すること。

(2) 被保険者が正当な理由なく (1) ①の規定に違反した場合は、損害の額から災害補償責任の発生または拡大を防止することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 当会社は、災害補償責任の防止軽減に関する一切の事項について、被保険者に必要な指図をすることができます。

(4) (3) の規定によって被保険者が当会社の指図に従ってなした行為に要した費用は、当会社がこれを負担します。

第11条 (保険契約の無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第12条 (保険契約の失効)

保険期間中に、保険証券に記載された事業が廃止 (事業の譲渡を含みます。) され、もしくは終了した場合、またはその事業について政府の管掌する労働者災害補償保険の保険関係が成立した場合は、その時からこの保険契約は、効力を失います。

第13条 (保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者による詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第14条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第15条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下同様とします。）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が災害の発生後になされた場合であっても、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した災害に対しては、次条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第16条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第17条（保険料の精算）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)の書類に基づき確定された保険期間中の賃金総額に所定の保険料率を適用して算出された保険料（保険証券記載の最低保険料に達しないときは最低保険料とします。）と当会社が既に領収した保険料との間に過不足があるときは、その差額を請求しまたは返還します。

第18条（保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第6条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還しまたは請求します。
- (2) 第7条（通知義務）(1)の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間（その事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還しまたは請求します。
- (3) 保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定により当会社がこの保険契約を解除することができるときは、当会社は、保険金を支払いません（既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。）。ただし、第7条(1)の事実が生じた場合において、その事実が生じた時より前に発生した災害には、この規定を適用しません。
- (5) (1)および(2)に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知して承認を請求し、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間（条件を変更する時以降の期間をいいます。）に対する保険料を返還しまたは請求します。
- (6) (5)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた災害に対しては、保険契約条件の変更の承認

の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- (1) 第11条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効した場合は、当会社は、未経過期間（失効した時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第20条（保険料の返還—取消しの場合）

第13条（保険契約の取消し）の規定により当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第21条（保険料の返還—解除の場合）

- (1) 第6条（告知義務）(2)、第7条（通知義務）(2)、第15条（重大事由による解除）(1)または第18条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間（解除の時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第14条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、第17条（保険料の精算）(2)の規定によって保険料を精算します。

第22条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が災害補償責任を負った時から発生し、その災害補償責任について被保険者による支払が確定した時から、これを行使できるものとします。
- (2) 被保険者がこの保険契約に基づき保険金の支払を受けようとする場合は、次の書類または証拠のうち当会社が求めるものを保険証券に添えて当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 災害状況報告書
 - ③ 被用者の死亡にともなう保険金請求の場合は、死亡診断書または死体検案書
 - ④ 被用者の後遺障害にともなう保険金請求の場合は、障害の程度を証明する医師の診断書
 - ⑤ 被用者の休業にともなう保険金請求の場合は、被保険者の休業証明書（賃金不払を証するもの）
 - ⑥ その他当会社が次条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(3)に規定する義務に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第23条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が前条(2)に規定する手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、災害の原因、災害発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査
60日
- ④（１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外
における調査 180日
- ⑤ 災害補償責任についての訴訟の原因となる事由もしくは事実が過去の事例・判例等に鑑みて特殊で
ある場合または1回の災害により多数の労働者が身体の障害を被った場合において、（１）①から④ま
での事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- (3) (2) ①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2) ①から⑤までに掲げる期間
中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当会社は、(2) ①から⑤までに掲げる
期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) (1) から (3) までに掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険
者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合（必要な協力を行わなかつ
た場合を含みます。）は、これにより確認が遅延した期間については、(1) から (3) までの期間に算
入しないものとします。

第24条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がない
ものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が損
害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただ
し、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第25条（時効）

保険金請求権は、第22条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、
時効によって消滅します。

第26条（代位）

(1) 災害が第三者の行為によって生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した
場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額を限度として
当会社に移転します。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した
債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社に移転する(1)の債権の保全および行使ならびにそのため
に当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。保険契約者または被保険者
が当会社に協力するために支出した費用は、当会社の負担とします。

第27条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第28条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

4. 特約条項

●保険料に関する規定の変更特約条項

第1節 用語の定義

第1条（用語の定義）

この特約条項において、用語の定義は、下表のとおりです。

用語	定義
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間が1年以上の場合には保険期間の初日からその日を含めて1年間とし、保険期間が1年未満の場合には保険期間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日からその日を含めてそれぞれ1年間とし、保険期間の初日応当日から保険期間の末日までが1年未満の場合には保険期間の末日までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険証券の記載によります。
未経過期間	保険期間中の特定の日翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。

第2節 保険料の払込み

第1条（保険料の払込方法等）

- （1）保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。
- （2）次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の災害による損害に対しては、この保険契約に適用される労働者災害補償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および特約条項（以下あわせて「適用約款」といいます。）に規定する初回保険料領収前に生じた災害の取扱いに関する規定を適用しません。
 - ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
 - ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。
保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末
- （3）次のすべてに該当する場合には、最初に保険料の払込みを怠った保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。
 - ① 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
 - ② 保険契約者が、災害の発生の日以前に到来した保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合
- （4）次のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその災害による損害に対して保険金を支払います。
 - ① 災害の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
 - ② 保険契約者が、初回保険料をその保険料の保険証券記載の払込期日までに払い込むことの確約を行った場合
 - ③ 当会社が②の確約を承認した場合
- （5）（4）②の確約に反して、保険契約者が（2）②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った

場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条（保険料の払込方法—口座振替方式）

(1) 保険契約の締結の際に、次のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、保険証券記載の払込期日に保険料（追加保険料を含みます。）を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、保険証券記載の払込期日の前日までにその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を指定口座（保険契約者の指定する口座をいいます。以下この条において同様とします。）に預けておかねばなりません。

- ① 指定口座が、提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に設定されていること。
 - ② 当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。
- (2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険証券記載の払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の初回保険料の払込期日に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まねばなりません。
- (4) 保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。 ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月の当日をその初回保険料の保険証券記載の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。
② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めたとき。	第1条(2)②の「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末」を「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第3条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

(1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その保険証券記載の払込期日の翌日以降に生じた災害による損害に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末

(2) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、(1)の「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当会社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

- ① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合
- ② 保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

第3節 保険契約の解除の特則

第1条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

- ① 初回保険料について、第2節第1条（保険料の払込方法等）（2）②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないとします。
- ② 保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第3条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）（1）に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
- ③ 保険料の払込方法が分割払（年払を除きます。以下同様とします。）の場合において、保険証券記載の払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（保険証券記載の払込期日の次回の保険証券記載の払込期日をいいます。以下同様とします。）までに、次回払込期日に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
- ④ 第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）の追加保険料の払込みを怠った場合（同節第1条（1）①または②の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日（当社が第4節第1条（1）②の承認の請求を受けた場合または同節第1条（1）①もしくは同節第1条（2）の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。以下同様とします。）が記載されている場合は、この規定を適用しません。
- ⑤ 追加保険料払込期日を設定した場合において、第4節第1条（4）に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
- ⑥ 保険料の払込方法が分割払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条（2）②に規定する期日または同節第3条（1）に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその次回に払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当社が認めるとき。

（2）（1）⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当社が既に支払った保険金（払込みを怠ったと当社が認めた保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の前回の保険証券記載の払込期日の翌日以降に発生した災害による損害に対して、支払った保険金に限ります。）があるときは、当社はこの保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）

- （1）普通保険約款第14条（保険契約者による保険契約の解除）に定める解除の通知が行われた場合において、当社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。
- （2）普通保険約款第14条（保険契約者による保険契約の解除）による保険契約の解除後に当社が保険料を請求し、第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）のいずれかに該当した場合には、当社は、普通保険約款第14条に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第3条（保険契約解除の効力）

普通保険約款第16条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）または第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）（2）の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第1条（1）①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第1条（1）②の規定による解除の場合	第1条（1）②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第1条（1）③の規定による解除の場合	第1条（1）③に規定する次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
④ 第1条（1）④の規定による解除の場合	第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）の追加保険料の払込みを怠った日
⑤ 第1条（1）⑤の規定による解除の場合	第4節第1条（4）に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥ 第1条（1）⑥の規定による解除の場合	第1条（1）⑥に規定する期日の前月の保険証券記載の払込期日
⑦ 第2条（2）の規定による解除の場合	普通保険約款第14条（保険契約者による保険契約の解除）により解除した日

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条（保険料の返還、追加または変更）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

- ① 普通保険約款第6条（告知義務）(3)③に定める承認をする場合
 - ② 普通保険約款第7条（通知義務）(1)に定める承認の請求を受けた場合
- (2) 当社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当社に書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。
- (3) (1) および (2) の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当社が算出した、未経過期間に対する保険料（(1)②の場合は、保険契約者または被保険者の承認の請求に基づき、普通保険約款第7条（通知義務）(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。）を返還し、または追加保険料を請求します。	
② 保険料払込方法が一時払以外の場合（保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条（保険料の払込方法等）(1)に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、この規定により変更すべき保険料がないときまたは保険期間を延長し、もしくは短縮するときは、①に規定する方法により取り扱います。）	下表中に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料（(1)②の場合は、保険契約者または被保険者の承認の請求に基づき、普通保険約款第7条（1）に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。）に変更します。ただし、契約内容変更日の属する保険年度においては、当社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。	
	ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合	当社が承認の請求を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料
	イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当社が承認の請求を受けた日または承認した日以降の保険料

(4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合（(1)①または②の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）は、追加保険料領収前に生じた災害（当社が(1)②の承認の請求を受けた場合、または(1)①もしくは(2)の承認をする場合に、承認の請求に係る事実が生じた日または当社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた災害をいいます。ただし、当社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めるときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた災害をいいます。）による損害に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日の属する月の翌月末

- ① (1) および (3) の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険金を支払いません（(1)①または②の場合は、第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）(1)④の規定により解除できるときに限ります。）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。
 - ② (2) および (3) の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (5) 保険契約の失効の場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。
- (6) 次のいずれかの規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。

- ① 普通保険約款第6条（告知義務）(2)
- ② 普通保険約款第7条（通知義務）(2)
- ③ 普通保険約款第15条（重大事由による解除）(1)または(2)
- ④ 第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）(1)
- ⑤ 第3節第2条（保険契約者による保険契約の解除の特例）(2)

第2条（追加保険料の払込み等—口座振替方式の場合の特則）

(1) 次の規定に基づき当社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

① 第2節第2条（保険料の払込方法—口座振替方式）

② 第1条（3）

(2) 次のすべてに該当する場合は、当社は、第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して追加保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合

② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合

(3) 当社は、次の①および②のすべてに該当する場合には、追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして下表の規定を適用します。

① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合

② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア. 第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）

イ. 普通保険約款第16条（保険契約解除の効力）および第3節第3条（保険契約解除の効力）

ウ. 第2条（追加保険料の払込み等—口座振替方式の場合の特則）(1)および(2)

エ. 第3条（保険料を変更する必要がある場合の災害発生時等の取扱い）

(4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当社の定める回数に分割し、当社の定める日に指定口座（この保険契約の保険料に関して、当社が提携金融機関に対して口座振替請求を行う口座をいいます。）に振り込むことによって行うことができるものとします。

(5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第3条（保険料を変更する必要がある場合の災害発生時等の取扱い）

(1) 当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、次のすべてに該当するときは、当社は、同条(4)の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その災害による損害に対して保険金を支払います。

① 災害の発生の日が、追加保険料払込期日以前であること。

② 災害の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

(2) (1)の場合において、災害の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1)に規定する「災害の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条（保険料の払込方法等）(4)

②に規定する確約を行い、かつ、当社が承認した場合は、当社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその災害による損害に対して保険金を支払います。

(3) 当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条(4)に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、その払込期日の翌日以降に発生した災害による損害に対しては、次の規定に従います。

① 追加保険料が、第1条(1)および(3)の規定により請求したものである場合は、当社は、保険金を支払いません。

② 追加保険料が、第1条(2)および(3)の規定により請求したものである場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。

(4) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)②の規定に基づき、当社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。

(5) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)ただし書の規定が適用され、かつ、災害が発生した場合において、次の①から③までに規定する日時の確認に関して、当社が特に必要とする書類または

証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当社が行う確認に協力しなければなりません。

- ① 普通保険約款第6条（告知義務）（3）③に規定する訂正の申出が行われた日時
- ② 普通保険約款第7条（通知義務）（1）または第1条（2）に規定する通知が行われた日時
- ③ 災害の発生の日時

第4条（精算保険料に関する特別）

普通保険約款第17条（保険料の精算）（2）および第21条（保険料の返還－解除の場合）（2）の規定により当社が請求または返還する保険料については、第2節および第1条（保険料の返還、追加または変更）（2）の規定を適用しません。

第5節 その他事項

第1条（適用約款との関係）

（1）この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款の次の規定を適用しません。

- ① 第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）
- ② 第19条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）
- ③ 第21条（保険料の返還－解除の場合）（1）

（2）この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、適用約款の規定を適用します。

付表1 失効・当社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払、 一時払以外	（1）保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。） （2）未払込保険料（未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。）がある場合は、（1）の額からその未払込保険料を差し引いた額
1年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
1年超	一時払	（1）保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が失効した日または解除された日時点を経過年月とした付表2の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。） （2）未払込保険料がある場合は、（1）の額からその未払込保険料を差し引いた額
	一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

付表2 長期保険未経過料率

経過年月	保険期間	
	2年	3年
1か月	96%	97%
2か月	91%	94%
3か月	87%	91%
4か月	82%	88%
5か月	78%	85%
6か月	74%	82%
7か月	69%	79%
8か月	65%	76%

9か月	60%	73%
10か月	56%	70%
11か月	51%	67%
1年0か月	47%	64%
2年0か月	0%	32%
3年0か月		0%

(注1) 経過年月について、1か月未満の端日数は切り上げて1か月とします。

(注2) 上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

●国外労働者災害補償特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、労働者災害補償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者が労働者に対して保険証券記載の契約（以下「契約」といいます。）に基づく災害補償責任（以下「災害補償責任」といいます。）を負担することによって被る損害および災害補償責任について被保険者が当社の承認を得て支出した訴訟費用に対して、保険金を支払います。

(2) (1) の損害の額は、日本国の労働基準法第75条から第81条までに定める災害補償の額と同一とします。

(3) 当社は、(1) に規定する損害のうち、契約によって被保険者が負担すべき休業補償費用のうち3日以内の休業に対する部分に対しては保険金を支払いません。

第2条（読替規定）

当社は、この特約条項においては、下表のとおり普通保険約款を読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第1条（保険金を支払う場合）、第2条（保険責任の始期および終期）(3)、第4条（保険金を支払わない場合－2）(2)、第9条（災害の発生）、第10条（危険の防止）、第22条（保険金の請求）(1)ならびに第23条（保険金の支払時期）	災害補償責任	国外労働者災害補償特約条項第1条（1）に定める災害補償責任
第10条（1）②	労働基準法の定めるところに従って	労働基準法の定めるところと同一の方式によって

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

●職業性疾病不担保特約条項

当社は、労働者が長期間にわたり業務に従事することにより、有害作用が蓄積し、発病したことに起因して被保険者が国外労働者災害補償特約条項第1条（保険金を支払う場合）に定める災害補償責任を負担することによって被る損害およびその災害補償責任について被保険者が支出した訴訟費用については保険金を支払いません。

●石綿損害等不担保特約条項

当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに該当する事由に起因する身体の障害については、保険金を支払いません。

- ① 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
- ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する①と同種の有害な特性

●原子力危険不担保特約条項

(1) 当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因して被保険者が国外労働者災害補償特約条項第1条（保険金を支払う場合）に定める災害補償責任を負担することによって被る損害およびその災害補償責任について被保険者が支出した訴訟費用については保険金を支払いません。

- ① 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）
- ② 核原料物質
- ③ 放射性元素
- ④ 放射性同位元素
- ⑤ ①から④までのいずれかにより汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）

(2) (1)の規定は、医学的または産業的な利用に供される放射性同位元素（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）については、その使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂による損害に限り、適用しません。ただし、その使用、貯蔵または運搬に関し法令違反があった場合を除きます。

●下請負人担保特約条項

この保険契約において、当社は、労働者災害補償責任保険普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合-2）(2)の規定を適用しません。

●共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生のお知らせの通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。



TOKIO MARINE
NICHIDO

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

本店 東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



0120-868-100

受付時間：午前9時～午後8時（平日、土日祝とも）